

令和7年度

四條畷市公募型協働のまちづくり
提案事業補助金
(令和8年度事業)

募集のてびき

四條畷市役所 市民生活部 地域振興課

令和7年度 四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金

(令和8年度事業)

募集のてびき

1. 事業の目的

この補助金制度は、豊かで住みやすい地域社会の実現を目的に、四條畷市内で活動する団体が、地域課題の解決や地域活性化に向け、協働で取り組む自主的、自立的で公益性を有する事業に要する経費の一部を市が支援することで、協働のまちづくりの推進を加速化するための取組みとして行うものです。

2. 事業の概要

提案のあった事業に対し、書類選考と公開プレゼンテーションによる審査で選ばれた団体に対し、補助金を交付します。

3. 提案主体の要件

以下のいずれにも該当することが必要です。

- (1)原則市内に活動拠点があり、2人以上で構成される地縁団体、市民活動団体及び非営利の法人等。
- (2)組織運営に関する定款、規約、会則等を定めていること。
- (3)補助対象事業の実施年度において、提案主体の運営を公的機関、または実質的に公的機関からの影響力が及ぶとみなされる団体が担っておらず、提案主体の運営において公的機関から独立し、自立的な運営がなされていること。
- (4)四條畷市暴力団排除条例第2条第1号、第2号及び第3号に規定する暴力団、暴力団員または暴力団密接関係者のいずれにも該当しないこと。

4. 対象となる事業

市民などにより組織される団体が提案する自主的、自立的、公益的な事業で、提案者の有する知識や経験、発想を生かし、地域課題の解決や地域活性化に資する事業が対象となります。

※「四條畷市共催、協力イベントの事務取扱いに関する要綱」に定める市の協力事業として承認された場合でも、補助金の交付は可能です。

5. 対象外の事業

以下のいずれかに該当する場合、対象外となります。

- (1) 地方税、使用料等その他法令等により市民が負担すべき義務の軽減を目的とする事業
- (2) 現金給付を目的とする事業
- (3) 営利、宗教活動、政治(選挙)活動を目的とする事業
- (4) 構成員の親睦並びに趣味的な活動を目的とする事業
- (5) 市の会計年度内(交付決定日から翌年の3月31日まで)に完了することができない事業
- (6) 公共の利益を害するおそれのある事業
- (7) 他に市から補助金の交付を受けている(交付予定を含む)事業
- (8) 補助対象事業の実施に際して、その主要な部分に公的機関が関与することで、自立的な事業の実施を阻害すると認められる事業。(ただし、公的機関の関与が限定的な場合を除く)
- (9) その他、市長が補助対象事業として適当でないと認める事業

6. 補助限度額、補助率

1 補助対象事業の補助対象経費に対する補助限度額及び補助率は、次の表のとおりです。

| 補助限度額 | 補助率 |
|-------|--|
| 100万円 | 10分の8以内 (ただし、2回目は10分の7以内、 3回目は10分の5以内) |

※この制度は、令和8年度予算の成立が前提となりますので、あらかじめご了承ください。

7. 補助対象経費及び補助対象外経費

(1) 補助対象経費

| 経費項目 | 内 容 |
|----------------|--|
| 1 人件費 | 賃金及び報酬 (ただし、当該事業の実施が直接的に起因となるもので、臨時的任用に限り、申請者の構成員に対し支払うものを除く) |
| 2 報償費 | 外部の講師や専門家に対する謝礼等 (ただし、金銭以外による支給を除く) |
| 3 旅費(交通費及び燃料費) | 交通費及び燃料費等 |
| 4 消耗品費 | 物品費のうち、使用可能期間が短い消耗品(用紙及び文具等)の購入費 |
| 5 印刷製本費 | ポスター及びパンフレットの印刷費並びに資料の複写費等 |
| 6 通信運搬費 | 郵便料金等 (ただし、団体の管理運営上必要な電話及びインターネットの使用料は除く) |
| 7 委託料 | 業務(会場の設営及びバス運行等)の一部を委託する場合に支払う委託料 (ただし、当該事業の実施に係る相当部分の業務を委託する場合を除く) |
| 8 使用料及び賃借料 | 会場使用料 [※] 、車両及び物品等のレンタル料及びリース料 (ただし、所有権の移転を伴うリース料は除く) |
| 9 広告料 | 広告費 |
| 10 保険料 | スタッフ及び参加者のための保険料 |
| 11 手数料 | 振込手数料等 |
| 12 その他 | 市長が特に必要と認めるもの |

※ 提案主体が市の公の施設の指定管理者の場合であって、かつ自己の管理する施設で事業実施し、施設利用に関する使用料の減免規程等を有する場合は、他の提案主体との公平性の観点からこれを適用しないこと。

(2)補助対象外経費

| 経費項目 | 内 容 |
|--------------------|---|
| 1 固定資産や備品の取得費又は整備費 | 土地、建物、機械、テレビ、パソコン、机、椅子等の購入費又は整備費(備品の修繕費を含む) |
| 2 食糧費 | 飲食に係る費用 (ただし、補助事業を行ううえで必要となる費用で、市長が特に認める場合を除く) |
| 3 団体の経常経費 | 専ら提案主体の経常的な活動に要する経費に該当するもの (事務所家賃、光熱水費、修繕費、人件費、負担金等) |
| 4 景品、賞品に要する経費 | 専ら事業への集客を目的として、参加者や来場者などへ無償で配布する景品、記念品などに要する経費 |
| 5 その他 | ・領収書が無い等支出の根拠が確認できない経費 ・社会通念上、補助を行うことが適切でない認められる経費 (接待費等) ・補助対象年度に一括してリース料を前払いする経費 |

8. 交付条件

同一主体が提案する事業は1事業を限度とします。また、同一主体が実施する同一事業への交付は、原則3回を限度とします(毎年度の申請が必要)。ただし、事業の性質上必要であると認められた場合はこの限りではありません。

9. 募集期間(3か月間)

令和7年 9月17日(水) ~ 令和7年12月16日(火)17時【必着】

10. 全体スケジュール

- ① 提案事業の受付開始 …………… 令和7年 9月17日
- ② 提案事業の締め切り …………… 令和7年12月16日
- ③ 一次審査(書類審査) …………… 令和8年 1月下旬
- ④ 一次審査の結果通知 …………… 審査後速やかに通知します
- ⑤ 二次審査(公開プレゼンテーション) …… 令和8年 2月下旬~令和8年 3月上旬
- ⑥ 二次審査の結果通知 …………… 審査後速やかに通知します
- ⑦ 補助金交付申請書の提出 …………… 令和8年 4月 1日~
- ⑧ 交付決定に基づく事業の実施 …………… 交付決定の日~令和9年 3月31日
- ⑨ 事業進捗報告書の提出 …………… 令和8年10月30日まで
- ⑩ 実績報告書の提出 …………… 令和9年 3月31日まで

※二次審査の日時については、別途お知らせいたします。

※実績報告書は、必ず期限までに提出願います(事業年度の末日を超えての提出は認められません。期限を超えた場合は、補助金の交付決定の取り消しや、概算払をしている場合は補助金の返還を求めますのでご注意ください)

11. 提案方法

提案書類の締め切り日までに、所定の提案書(様式1)に関係書類を添えて、四條畷市役所地域振興課まで直接持参のうえ提出してください。郵送やメールによる提出はできません。

※過去に採択されている事業は、新規提案事業と様式が異なりますので注意してください。

※事業提案は、内容を十分に精査のうえ、スケジュールに余裕をもって提案してください。

12. 一次審査(書類審査 非公開)

(1)次の事項に該当する場合は不採択とします。

- ①四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金交付要綱に定める提案主体の資格や要件に合致しないことがあきらかな場合
- ②提案事業の補助対象経費、補助額が妥当でない場合
- ③提案事業の内容の企画力と期待される効果が見込まれない場合
- ④二次審査(公開プレゼンテーション)による発表ができない場合

(2)選考は、次に掲げる審査項目を基準に、四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金審査会(以下「審査会」という。)で審査を行った結果を受けて、総合的に判断します。

(3)一次審査の内容は公表しませんが、二次審査に臨んでいただく提案主体名と事業概要は市ホームページ等により公表します。

(4)一次審査を通過した提案主体の方は、二次審査(公開プレゼンテーション)の準備をお願いします。また、二次審査までに、審査会から書面による質問をさせていただく場合があります。

(5)提案に必要な書類のほかに、事業の参考となるチラシ、案内書、見積書、などがあれば、添付していただいても差し支えありません。ただし、次の点に留意してください。

- ①ポスターなどを含め添付資料はすべてA4サイズにしてください。
- ②添付資料は3枚以内としてください(両面印刷可)。

★ 審査項目(新規提案の場合)

①公益性

事業の内容が、単に自己資金の獲得を目的とせず、地域の課題解決に寄与し、事業の成果が広く市民に還元されるものであるかなど、公益性を有するものであるかを審査します。

②必要性

地域の現状や課題を踏まえており、市民のニーズを的確に捉えた、地域や市にとって必要性のある事業であるかを審査します

③実現可能性、自立性

事業の運営面、財政面において、行政に過度に依存する事なく、自立的かつ確実に事業を実施できる能力や推進体制を有しているか、また、自主財源の確保に向けた取組みや工夫があり、将来自立して活動できる可能性が期待できるかについて審査します。

④協働性(波及性)

事業が、他の団体や地域との連携や協働に基づき実施されるものか、また事業実施によって連携や協働が促進され得るものであるかについて審査します。

⑤新規性、独創性

新たな視点や発想から提案されており、地域の特色を生かす工夫があるか、また事業がマンネリ化しないための工夫があるかについて審査します。

⑥プレゼンテーション力

決められた時間の中で内容を伝えることができていたか、事業に対する熱意や想いは十分かについて審査します。

★ 審査項目(過去に採択されたことがある事業の場合)

①発展性

過去に実施した事業を自らどのように評価し、その反省点等を踏まえて今後どのように事業を発展させていくかについて審査します。

②必要性

事業内容が地域の現状や課題を踏まえており、市民のニーズを的確に捉えた、地域や市にとって必要性のある事業であったかについて、過去に実施した事業を踏まえて、今回の事業についての考え方を審査します。

③事業性、自立性

事業の運営面、財政面において、自立的かつ確実に事業を実施できる能力や推進体制を構築できたか、また、自主財源の確保に向けた取組みや工夫を行い、将来自立して活動できる素地を作ることができたかについて、過去に実施した事業を踏まえて、今回の事業についての考え方を審査します。

④協働性(波及性)

事業が、他の団体や地域との連携や協働に基づき実施されたか、また、事業実施によって連携や協働が促進されたか、過去に実施した事業を踏まえて、今回の事業についての考え方について審査します。

⑤改善性

事業がマンネリ化しないための工夫などについて、過去に実施した事業を踏まえて、今回の事業の具体的な改善点や相違点などについて審査します。

⑥プレゼンテーション力

決められた時間の中で内容を伝えることができていたか、事業に対する熱意や想いは十分かについて審査します。

13. 二次審査(公開プレゼンテーション)

日時 令和8年2月下旬～令和8年3月上旬

場所 四條畷市役所内

※日時、場所については、一次審査で審査を通過した場合、結果とともにお知らせいたします。

14. 二次審査 プレゼンテーションによる選考

選考は、審査会の委員による審査の結果を受けて総合的に判断し、後日提案主体あて文書により選考結果を通知します。なお、選考はプレゼンテーションの結果、得点の高かった提案主体から順に、予算の範囲内で採択を行います。

なお、地域活動を活性化させる観点から、二次審査の選考結果は、採否に関わらず市ホームページ等での公開を予定しています。

15. 発表等に関する注意点

(1)プレゼンテーションは、口頭、紙資料の配布、プロジェクターへの投影、いずれの方法でも差し支えありませんが、人数は1提案主体ごとに最大5人までとします。

(2)一次審査で提案した内容と大幅に変わる提案は認められませんのでご注意ください。

(3)プレゼンテーションの時間は最大5分ですので、時間を厳守してください。審査の公平性を保つため、プレゼンテーションを開始してから4分経過後、終了予告の合図を行い、5分経過後、終了の合図を行います。時間をオーバーした場合は、発表の途中であってもプレゼンテーションを中止させていただきますのでご了承ください。なお、プレゼンテーション後に、審査会の委員からの質疑応答を行います。

(4)プレゼンテーションにパワーポイント等のデータを使用しても構いませんが、スムーズな進行のため、事前にデータ受領し、動作確認をさせていただきます。また、パソコンやプロジェクターの持ち込みはできません。

(5)プレゼンテーションに際して資料を用いる場合は、事前に市役所地域振興課あて連絡の上、プレゼンテーション日の10日前までに資料の提出をお願いします。

(6)その他、発表等に関する詳細は、一次審査結果通知書に同封する案内文書を確認してください。

16. その他

実績報告書に併せて提出いただく「活動報告書」は、市ホームページ等で公表します。

様式 1

| | |
|------|-----|
| 提案回数 | 補助率 |
| 回目 | %以内 |

四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業提案書

年 月 日

四條畷市長 宛

所在地

団体の名称

代表者名

(事務担当者連絡先 ー ー)

年度の四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業について、四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり提案いたします。

記

1 事業の名称

2 事業の目的

3 補助申請額 金 円

4 添付書類

- (1) 事業実施計画書 (様式2 または 2-2)
 - (2) プレゼンテーション調書 (様式3 または 3-2)
 - (3) 各組織の定款、規約、会則等
 - (4) 各団体の名簿 (住所、氏名、連絡先等を記載したもの)
 - (5) 各団体の予算書または決算書 (直近1年分)
(過去に活動実績のない場合は不要)
 - (6) その他参考となる資料 (見積書や添付資料等)
- ※ (3) ~ (6) については、任意書式

事業実施計画書

| | |
|------|-----|
| 提案回数 | 補助率 |
| 回目 | %以内 |

| | |
|---------------------|-----------------------------------|
| 事業の名称 | |
| 事業の概要・目的 | |
| 事業実施に際しての現状と解決すべき課題 | (事業を実施する契機となった現在の状況や解決すべき地域課題など) |
| 事業内容 | (具体的な事業内容) |
| 参加対象者と人数 | (事業に参画する団体、参加者の数や来場者の見込み数) |
| 事業収支予算 | 別添「収支予算書(提案時)」のとおり |
| 事業の成果 | (事業実施により現状や課題に対してどのような成果が表れるか) |
| 事業年数(※最大3年) | (何年に亘って事業を行う予定か) |
| 今後の展開 | (上記事業年数の間、どのように事業を展開し、組織を拡大していくか) |

別紙収支予算書（提案時）

| 区 分 | | 予算額（円） | 内 訳 |
|------|---|--------|------------------------|
| 収入の部 | 市 補 助 金 | | 四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金 |
| | | | |
| | | | |
| | 合 計 | | |
| 支出の部 | 人件費 報償費 旅費（交通費及び 燃料費） 消耗品費 印刷製本費 補助 対象 経費 通信運搬費 委託料 使用料及び賃借 料 広告料 保険料 手数料 その他 | | |
| | 小 計 | | |
| | 補助 対象 外 経費 | | |
| | 小 計 | | |
| | 合 計 | | |

※ 上記各項目の記載があれば、別途任意様式の提出可能とする。

| | |
|------|-----|
| 提案回数 | 補助率 |
| 回目 | %以内 |

| | |
|----------------------|--|
| 事業の名称 | |
| 過去に実施した事業によって解決された課題 | (過去に実施した事業によって、どのような課題の解決に繋がったか) |
| 事業の成果と今後の展開 | (過去に実施した事業による成果をどう捉え、今後事業展開していくか) |
| 事業の概要・目的 | |
| 事業内容 | (具体的な事業内容) |
| 参加対象者と人数 | (事業に参画する団体、参加者の数や来場者の見込み数について、過去の事業と比べてどう考えているか) |
| 事業収支予算 | 別添「収支予算書（提案時）」のとおり |
| 自立に向けた考え方 | (補助金がなくなった場合の自立的な事業実施についてどう考えているか) |

| | |
|------|-----|
| 提案回数 | 補助率 |
| 回目 | %以内 |

プレゼンテーション調書

(1) 公益性

事業の内容が、単に自己資金の獲得を目的とせず、地域の課題解決に寄与し、事業の成果が広く市民に還元されるものであるかなど、事業の公益性について記載してください。

(2) 必要性

事業内容が地域の現状や課題を踏まえており、市民のニーズを的確に捉えた、地域や市にとって必要性のある事業であるかについて記載してください。

(3) 実現可能性、自立性

事業の運営面、財政面において、行政に過度に依存する事なく、自立的かつ確実に事業を実施できる能力や推進体制を有しているか、また、自主財源の確保に向けた取り組みや工夫があり、将来自立して活動できる可能性が期待できるかについて記載してください。

事業が他の団体や地域との連携や協働に基づき実施されるものか、また、事業実施によって連携や協働が促進され得るものであるかについて記載してください。

| |
|--|
| |
|--|

(5) 新規性、独創性

新たな視点や発想から提案されており、地域の特色を生かす工夫があるか、また事業がマンネリ化しないための工夫があるかについて記載してください。

| |
|--|
| |
|--|

(6) 事業スケジュールについて、できるだけ具体的に記載してください。

| 時期（年月日） | 内容 |
|---------|----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

(7) 希望するプレゼンテーションの方法について○印をしてください。

電子データをプロジェクターで投影 ・ 紙資料 ・ 口頭のみ

| | |
|------|-----|
| 提案回数 | 補助率 |
| 回目 | %以内 |

プレゼンテーション調書（過去採択事業用）

(1) 発展性

過去に実施した事業を自らどのように評価し、その反省点等を踏まえて今後どのように事業を発展させていくかについて記載してください。

(2) 必要性

事業内容が地域の現状や課題を踏まえており、市民のニーズを的確に捉えた、地域や市にとって必要性のある事業であったかについて、過去に実施した事業を踏まえて、今回の事業についての考え方を記載してください。

(3) 事業性、自立性

事業の運営面、財政面において、行政に過度に依存する事なく、自立的かつ確実に事業を実施できる能力や推進体制を構築できたか、また、自主財源の確保に向けた取り組みや工夫を行い、将来自立して活動できる素地を作ることができたかについて、過去に実施した事業を踏まえて、今回の事業についての考え方を記載してください。

事業が他の団体や地域との連携や協働に基づき実施されたか、また、事業実施によって連携や協働が促進された過去に実施した事業を踏まえて、今回の事業についての考え方を記載してください。

| |
|--|
| |
|--|

(5) 改善性

事業がマンネリ化しないための工夫などについて、過去に実施した事業を踏まえて、今回の事業の改善点や相違点などについて記載してください。

| |
|--|
| |
|--|

(6) 事業スケジュールについて、できるだけ具体的に記載してください。

| 時期（年月日） | 内容 |
|---------|----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

(7) 希望するプレゼンテーションの方法について○印をしてください。

電子データをプロジェクターで投影 ・ 紙資料 ・ 口頭のみ

<申請先・問い合わせ先>

〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号

四條畷市役所 市民生活部 地域振興課

TEL 072-877-2121 / 0743-71-0330

FAX 072-879-5955

E-mail sanrou@city.shijonawate.lg.jp